

[事案 23-94] 配当金支払請求

・平成 24 年 2 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

「こども保険」に契約する際に用いた、募集人の手書き補助資料に記載されている中間配当金および満期配当金に比べ、実際にもらった配当金が少ないことを不服とし、自分が提示する金額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 7 月に締結した「こども保険」につき、募集人が加入の際に用いた手書き補助資料に、被保険者（子）が 18 歳の時に中間配当金として「約 63.3 万円」、22 歳の時に満期配当金として「約 86.7 万円」とそれぞれ記載されているので、この合計額 150 万円から、既に配当金として受領済みの金額差し引いた金額のうち、約半額の支払いを求める。

バブル崩壊の事実も承知しているが、保険会社は存続している会社であること、募集人の勧誘にも過大なセールストークがあり、行き過ぎた説明があったことを考慮すべきである。

<保険会社の主張>

保険約款の規定上、配当金額は保険会社の各事業年度末の決算状況に応じて決定されるものであること、募集人が加入の際に用いたパンフレットにも、配当数値は変動しうる旨の記載があることから、申立人の要求に応じることは出来ない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 生命保険契約は附合契約であり、その契約内容は保険約款によって定められる。そして、申立契約の「約款」には、「会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金から、毎事業年度末に、（中略）主務大臣の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行います。」と定め、「定款」には、「決算において剰余金を生じたときは、その 100 分の 5 以上を（中略）損失填補準備金として積立て、その残額の 100 分の 90 以上を社員配当準備金とし」と定めている。従って、保険会社の事業年度ごとの決算状況によって剰余金の変動する以上、これに伴い、社員配当金の額が変動することは当然である。
- (2) パンフレットには、「この保険は平成 2 年 4 月に新しく発売されたものであり、配当実績はありません。記載の配当数値（生存保険金）は、昭和 63 年度当社決算に基づく配当率そのまま推移したと仮定して計算したもので、今後変動（上下）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。」との記載（以下「ガード文言」という。）が存在する。そして、加入の際に、募集人が、手書き補助資料だけ

を用いて説明することは困難であり、パンフレットも併用して商品説明を行ったことが強く推認できる。

- (3) 手書き補助資料には、いずれの金額にも「約」という字が付されていることから、いずれの金額も確定額ではないことが読み取れる。
- (4) 手書き補助資料自体にはガード文言の記載がないことから、申立人に対して、配当金額が将来変動しうることを確実に認識させるには不十分な面があったことは事実である。
- (5) パンフレットと併せ見れば、配当金額の変動は当然予想できるが、手書き補助資料は、申立人に誤解を与えかねないような文書であることは否定し難いように思われる。